

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 多田 正見
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 大田清掃工場整備事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、平成 18 年 1 月改定の「一般廃棄物処理基本計画」(以下「新基本計画」という。)に基づき、循環型ごみ処理システムを構築するための施設整備の一環として、東京都大田区京浜島三丁目 6 番 1 号に位置する現大田清掃工場(平成 2 年度しゅん工)の整備を行うものである。なお、現大田清掃工場の施設規模は、焼却炉 1,200 トン/日、灰溶融炉 500 トン/日である。本事業の実施に当たっては、ごみ処理及び施設の維持管理の両面での合理化を図るため、現在別棟である現大田清掃工場第一工場、第二工場を最終的に一体の工場とするように整備するものである。

対象事業の概略は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の概略

所在地	東京都大田区京浜島三丁目 6 番 1 号	
敷地面積	約 92,000 m ²	
工事着工年度	第 1 期工事 : 平成 21 年度(予定) 第 2 期工事 : 平成 27 年度(予定)	
工場稼働年度	平成 32 年度(予定)	
処理能力	焼却炉	可燃ごみ 1,200 トン/日 (300 トン/日・炉×4 基)
	灰溶融炉	灰 140 トン/日(70 トン/日・炉×2 基)
主な建築物等	工場棟 (管理諸室を含む)	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 高さ : 約 43m
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造・内筒鋼製 高さ : 約 48m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(ア)第1期工事中(現大田清掃工場第一工場稼働)</p> <p>建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質の予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界で $0.078\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標を下回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 2.86% 以下である。二酸化窒素については最大で 0.064ppm であり、評価の指標を上回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 15.79% 以下である。</p> <p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測最大着地濃度は、それぞれ $0.077\text{mg}/\text{m}^3$、$0.057\text{ppm}$ であり、評価の指標を下回る。また、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の影響濃度の予測濃度に占める影響濃度の付加率はそれぞれ 0.16% 以下、0.25% 以下である。</p> <p>工事中用車両及び清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質の予測濃度は、道路端で $0.075\sim 0.077\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標を下回る。また、予測濃度に占める影響濃度の付加率は 0.08% 以下である。二酸化窒素の予測濃度は、$0.059\sim 0.069\text{ppm}$ であり評価の指標を上回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 4.67% 以下である。</p> <p>(イ)第1期工事完了後(現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働)</p> <p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した二酸化いおう、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測最大着地濃度は、それぞれ 0.013ppm、$0.077\text{mg}/\text{m}^3$ 及び 0.057ppm であり、評価の指標を下回る。また、二酸化いおう、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度に占める影響濃度の付加率は、それぞれ 1.35% 以下、0.23% 以下及び 0.44% 以下である。また、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀は評価の指標を下回る。</p> <p>清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質の予測濃度は、道路端で $0.075\sim 0.077\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標を下回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 0.04% 以下である。二酸化窒素の予測濃度は、道路端で $0.059\sim 0.069\text{ppm}$ であり、評価の指標を上回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 3.22% 以下である。</p> <p>(ウ)第2期工事中(新大田清掃工場第1期分稼働)</p> <p>建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状の予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界で $0.078\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標を下回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 2.86% 以下である。二酸化窒素については最大で 0.064ppm であり、評価の指標を上回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は、15.79% 以下である。</p> <p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測最大着地濃度は、それぞれ $0.077\text{mg}/\text{m}^3$、$0.057\text{ppm}$ であり、評価の指標を下回る。また、予測濃度に占める影響濃度の付加率はそれぞれ 0.09% 以下、0.22% 以下である。</p> <p>工事中用車両及び清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質の予測濃度は、道路端で $0.075\sim 0.077\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標を下回る。また、予測濃度に占める影響濃度の付加率は 0.06% 以下である。二酸化窒素の予測濃度は、$0.059\sim 0.069\text{ppm}$ であり評価の指標を上回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は 4.12% 以下である。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>イ 工事の完了後（第2期工事完了後：新大田清掃工場第1期・第2期分稼働） 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の予測最大着地濃度は、それぞれ0.013ppm、0.077mg/m³、0.057ppmであり、いずれも評価の指標を下回る。また、予測濃度に占める影響濃度の付加率はそれぞれ0.63%以下、0.10%以下、0.25%以下である。また、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀は評価の指標を下回る。</p> <p>清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質の予測濃度は、道路端で0.075～0.077mg/m³であり、評価の指標を下回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は0.04%以下である。二酸化窒素の予測濃度は、道路端で0.059～0.069ppmであり、評価の指標を上回る。予測濃度に占める影響濃度の付加率は3.22%以下である。</p>
悪臭	<p>ア 工事の施行中（第1期工事完了後：現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働） 施設の稼働時の計画地敷地境界での臭気指数、煙突からの臭気排出強度は、「悪臭防止法」及び「環境確保条例」^{注)}の規制基準値を下回る。</p> <p>-----</p> <p>イ 工事の完了後（第2期工事完了後：新大田清掃工場第1期・第2期分稼働） 「ア 工事の施行中」と同様である。</p>
騒音	<p>ア 工事の施行中 (ア)第1期工事中（現大田清掃工場第一工場稼働） 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、計画地敷地境界において最大63～74dBであり、評価の指標を下回る。 工事用車両及び清掃車両の走行に伴う騒音レベルは、61.6～74.4dBである。 評価の指標を上回る地点は、地点3,5,6の3地点であり、これらの地点は現況においてすでに評価の指標を上回っている状況にあり、工事用車両及び清掃車両の走行により増加する騒音レベルは、0.0～1.2dBである。</p> <p>(イ)第1期工事完了後（現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働） 施設の稼働に伴う計画地敷地境界における合成騒音レベルは47～63dBであり、多くの地点、時間において評価の指標を下回る。予測地点Cの夜間における騒音は、評価の数値を4dB上回る結果となっているが、施設の稼働騒音は37dBであり、予測値59dBは暗騒音によるものである。このため、施設の稼働に伴う周辺への影響はないと考える。 清掃車両の走行に伴う騒音レベルは、61.4～74.5dBである。 評価の指標を上回る地点は、地点3,5,6の3地点であり、これらの地点は現況においてすでに評価の指標を上回っている状況にあり、清掃車両の走行により増加する騒音レベルは、0.0～1.0dBである。</p> <p>(ウ)第2期工事中（新大田清掃工場第1期分稼働） 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは計画地敷地境界において最大67～76dBであり、評価の指標を下回る。 工事用車両及び清掃車両の走行に伴う騒音レベルは、61.4～74.5dBである。 評価の指標を上回る地点は地点3,5,6の3地点であり、これらの地点は現況においてすでに評価の指標を上回っている状況にあり、また、工事用車両及び清掃車両の走行により増加する騒音レベルは、0.0～1.0dBである。</p> <p>-----</p> <p>イ 工事の完了後（第2期工事完了後：新大田清掃工場第1期・第2期分稼働） 施設の稼働に伴う計画地敷地境界における合成騒音レベルは47～63dBであり、多くの地点、時間において評価の指標を下回る。予測地点Cの夜間における騒音は、評価の数値を4dB上回る結果となっているが、施設の稼働騒音は36dBであり、予測値59dBは暗騒音によるものである。このため、施設の稼働に伴う周辺への影響はないと考える。 清掃車両の走行に伴う騒音レベルは、61.4～74.5dBである。 評価の指標を上回る地点は、地点3,5,6の3地点であり、これらの地点は現況においてすでに評価の指標を上回っている状況にあり、清掃車両の走行により増加する騒音レベルは、0.0～1.0dBである。</p>

注)「環境確保条例」は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)の略

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
振動	<p>ア 工事の施行中 (ア)第1期工事中(現大田清掃工場第一工場稼働) 建設機械の稼働に伴う振動レベルは、計画地敷地境界において最大44~58dBであり、評価の指標を下回る。 工事用車両及び清掃車両の走行に伴う道路端の振動レベルは、昼間が47.6~53.3dB、夜間が43.1~56.0dBであり、評価の指標を下回る。また、工事用車両及び清掃車両の走行により増加する振動レベルは、昼夜間ともに0.0~2.3dBである</p> <p>(イ)第1期工事完了後(現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働) 施設の稼働に伴う計画地敷地境界における合成振動レベルは39~49dBであり、昼夜間とも評価の指標を下回る。 清掃車両の走行に伴う振動レベルは、予測地点の道路端において昼間が47.4~53.2dB、夜間が43.4~56.0dBであり、評価の指標を下回る。また、清掃車両の走行により増加する振動レベルは、道路端で昼間が0.0~1.6dB、夜間が0.0~2.6dBである。</p> <p>(ウ)第2期工事中(新大田清掃工場第1期分稼働) 建設機械の稼働に伴う振動レベルは、計画地敷地境界において最大50~58dBであり、評価の指標を下回る。 工事用車両及び清掃車両の走行に伴う振動レベルは、予測地点の道路端において昼間が47.5~53.3dB、夜間が42.9~56.0dBであり、評価の指標を下回る。また、工事用車両及び清掃車両の走行により増加する振動レベルは、昼間が0.0~1.7dB、夜間が0.0~2.1dBである。</p> <p>-----</p> <p>イ 工事の完了後(第2期工事完了後:新大田清掃工場第1期・第2期分稼働) 施設の稼働に伴う計画地敷地境界における合成振動レベルは39~49dBであり、昼夜間とも評価の指標を下回る。 清掃車両の走行に伴う振動レベルは、予測地点の道路端において昼間が47.4~53.2dB、夜間が43.4~56.0dBであり、評価の指標を下回る。また、清掃車両の走行に伴い増加する振動レベルは、昼間が0.0~1.6dB、夜間が0.0~2.6dBである。</p>
土壌汚染	<p>ア 工事の施行中(第1期工事中:現大田清掃工場第一工場稼働、第2期工事中:新大田清掃工場第1期分稼働) 計画地内における土壌汚染の現況調査結果によると、1つの調査地点でふっ素の溶出量が土壌汚染対策法の指定基準(0.8mg/L)をわずかに超過していた。 現大田清掃工場の除却に先立ち環境確保条例第116条に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施する。また、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成20年3月、環境省 水・大気環境局)に基づき、工事区域内の汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。 本事業に伴う建設発生土は、原則として、全量を埋戻しに用いるため、計画地外へ搬出することはない。工事の状況により計画地外へ搬出せざるを得ない場合は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入施設の基準に適合していることを確認し適切に処理する。受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。 従って、工事の施行中における掘削工事等の実施期間中において、評価の指標を満足する。</p>
電波障害	<p>ア 工事の施行中(第1期工事完了後:現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働) 既存施設に起因する地上アナログ波の障害地域には、既に共同受信施設を設置し電波障害対策を講じている。 一部地域にテレビ電波(地上デジタル波及び衛星放送)の遮蔽障害が発生するが、計画地内と道路及び水面に限られている。本事業の実施により、工事中を含め新たに電波障害が発生した場合並びに電波障害が発生すると予測した地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には、受信アンテナの改善、共同受信施設の設置等の対策を講じることから受信障害は解消できる。</p> <p>-----</p> <p>イ 工事の完了後(第2期工事完了後:新大田清掃工場第1期・第2期分稼働) 一部地域にテレビ電波(地上デジタル波及び衛星放送)の遮蔽障害が発生するが、計画地内と道路及び水面に限られている。本事業の実施により、新たに電波障害が発生した場合並びに電波障害が発生すると予測した地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には、受信アンテナの改善、共同受信施設の設置等の対策を講じることから受信障害は解消できる。</p>

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
景観	<p>ア 工事の完了後（第2期工事完了後：新大田清掃工場第1期・第2期分稼働） 地域景観の特性の変化の程度について、本事業は現大田清掃工場の建て替えを行うものである。工事の完了後の主な施設は、工場棟及び煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、工場棟と煙突の高さは、現大田清掃工場と同程度であることから、地域景観の特性が大きく変化することはないものとする。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、本事業の実施によって工場棟及び煙突を建て替えるものの、工場棟、煙突ともに現大田清掃工場と同程度の高さである。また、場内では積極的な緑化を行い、プラント設備は建築物で覆うこと等、計画地が位置する臨海部の街並みに配慮し、周辺環境と調和したデザインや緑化を行う計画である。</p> <p>以上のように、基本的な景観構成要素の変化はなく、「東京都景観計画」の「臨海景観基本軸」で示されている景観形成の目標と景観形成の基準、「大田区の都市景観づくり」の「臨海部埋立地域」の景観づくりの考え方に即したものとなっているため、代表的な眺望地点からの眺望に大きな変化は及ぼさず、評価の指標を満たすと考える。</p>
廃棄物	<p>ア 第1期中（現大田清掃工場第一工場稼働）及び第2期中（新大田清掃工場第1期分稼働） 建設廃棄物について、現大田清掃工場の解体・撤去及び新大田清掃工場の建設に伴い発生するコンクリート塊等の建設廃棄物は、第1期中で約10.2万t、第2期中で約6.6万tと予測されるが、計画段階から発生抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストに基づき適正に処分することから、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できる。</p> <p>新大田清掃工場の建設に伴い発生する建設発生土は、第1期中で約5.2万m³、第2期中で約3.6万m³であるが、原則として全量を本事業の埋め戻しに用いる。従って、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できる。</p> <p>-----</p> <p>イ 工事の施行中（第1期中完了後：現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働）及び工事の完了後（第2期中完了後：新大田清掃工場第1期・第2期分稼働） 施設の稼働に伴い発生するスラグ、溶融飛灰固化物及びメタル・アルミ等は第1期中完了後では約4.2万t/年、第2期中完了後では約4.0万t/年である。スラグは埋立処分場の集水帯等として有効利用される。また、鉄、メタル・アルミは回収し、有価物として再資源化する。再資源化できない溶融飛灰固化物については埋立処分することから、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できる。</p>
温室効果ガス	<p>ア 工事の施行中（第1期中完了後：現大田清掃工場第一工場・新大田清掃工場第1期分稼働） 本事業では、エネルギーの有効利用としてごみ発電及び太陽光発電を行い、新エネルギー等を積極的に活用していく。</p> <p>以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、「地球温暖化対策に関する基本方針」、「地球環境保全東京アクションプラン」等に定める事業者の責務に照らして妥当なものである。</p> <p>-----</p> <p>イ 工事の完了後（第2期中完了後：新大田清掃工場第1期・第2期分稼働） 「ア 工事の施行中」と同様である。</p>

本事業においては、東京都環境影響評価条例施行規則第6条で定められた項目以外に、雨水排水計画について記載した。環境に及ぼす影響については、表4-2に示すとおりである。

表4-2 本事業における雨水排水計画が環境に及ぼす影響

項 目	結 論
雨水排水計画	<p>本事業における、解体工事、建設工事及び工事の完了後について、雨水の排除・処理方法及びその監視方法等について検討を行った。</p> <p>工事中の雨水については、仮設の汚水処理設備と既存のろ過装置及び活性炭設備で「水質汚濁防止法に基づく排水基準」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準」等に適合するように処理し、工事完了後の雨水は汚水処理設備とろ過装置及び活性炭設備で「水質汚濁防止法に基づく排水基準」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準」等に適合するように処理する。このため、計画地に降った雨水が環境に及ぼす影響は極めて小さいと考える。</p>